

## 不公正取引について

アイザワ証券では不公正取引等の未然防止に努めるため日々、監視、調査を行なっております。法令諸規則違反に該当するおそれのあるお客様には、当社より注意喚起、注文の受託制限等の必要な措置をとらせていただく場合があります。また、注意喚起等によって改善されない場合はお取引を停止させていただいております。

証券市場における公正な価格形成を行なうため、また、投資家の皆様が法令諸規則に違反することなく市場に参加していただくためにも、以下の主な不公正取引の内容を十分ご理解の上、お取引していただくようお願い致します。

※ 法令諸規則により不公正取引には刑罰（刑事罰、罰金等）、課徴金が課せられる場合がありますので十分ご注意ください。

### インサイダー取引

法令諸規則では『会社関係者は、上場会社等の業務等に関する重要情報を知った場合は、その重要事実が公表された後でなければ、当該上場会社等の売買、その他有償の譲渡、または譲受をしてはならない』としています。

これは、会社の内部者情報に接する立場にある会社役員等が、その特別な立場を利用して、会社の重要な内部情報を知り、情報が公開される前にこの会社の株を売買する事はできないという事です。

以下が法令諸規則で定められた主なものです。

会社関係者とは

- ・ 上場会社等（上場会社・親会社・子会社）の役員等（役員・代理人・使用人・その他の従業者）
  - ・ 上場会社の役員の配偶者および同居者
  - ・ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者
  - ・ 上場会社の大株主（直近の有価証券報告書または中期報告書に記載されている大株主をいう。）
- ※ これらの会社関係者が、「それぞれの立場を利用して未公表の重要事実を知った場合」に、インサイダー取引規制がかかります。また、会社関係者でなくなった後も重要事実を知った場合には1年間、インサイダー取引規制の対象となります。

重要事実とは

- ・ 資本金の額の減少
- ・ 自己株式の取得
- ・ 株式無償割当
- ・ 合併
- ・ 新製品または新技術の企業化

- ・ 業務上の提携または解消
- ・ 災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害
- ・ 債務の免除、債務の引受
- ・ 決算情報（売上高、経常利益、当期純利益等の業績予想の大幅な修正）
- ・ 子会社の情報であっても上場会社等の経営に大きな影響を与えるもの

## 相場操縦行為

市場において相場を意識的、人為的に変動させ、その相場があたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人に誤解させる事によって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとする行為をいいます。

このような行為は、公正な価格形成を阻害し、投資者に不測の損害を与える事となり、禁止されています。

- ・ 仮装売買  
同一銘柄を同一価格で売り注文と買い注文の発注をし、権利の移転、金銭の授受等を目的としないで約定させ、売買を膨らませる行為。また、仲間内や複数のグループを介し、同様の売買を繰り返すことも仮装売買とみなされます。
- ・ 見せ玉  
約定の意図なく自己の利益を図るために買付け（売付け）注文を出し、訂正、取消等を繰り返し、第三者の売り注文や買い注文を誘引させる行為。
- ・ 高値・安値形成  
当日の高値もしくは安値を形成するような売買が継続してみられる取引。
- ・ 買い上がり・売り崩し  
特定の銘柄を買い続けて株価を上昇させたり、また、売り続けて株価を下落させたりし、あたかも相場が上昇、下降していると誤認させ、第三者の取引を誘引する行為。
- ・ 終値関与  
引け間際に特定の銘柄に、上値買い・下値売りを行ない、直近の価格より高い又は安い価格で終値を形成させる取引。
- ・ 馴合い売買  
自己の買付け（売付け）と同時期に、同じ価格で、第三者が売付け（買付け）る事をあらかじめ、その第三者と通謀して、売買を行なう行為。

## 作為的相場形成

相場操縦とは異なり、ある特定の銘柄に関して、実勢を反映しない作為的な相場を形成されるべき一連の

売買取引で、他人の取引を誘引する目的がなくとも、『作為的相場形成』は禁止行為となっています。

- ・ 信用取引の維持率を維持するために代用有価証券の終値を引き上げる取引。
- ・ 保有している有価証券を高値で売り抜けるため、当該銘柄の株価を引き上げる取引などがあります。

## 空売り規制について

株券を所有しないで、または所有していても他者から株券を借り、売付けを行なうことを空売りといいます。空売りは相場を急落させる恐れがあることから、内閣府令等で価格制限が制定されています。

※ 個人投資家が行なう 50 単位以内の空売りは本規制の対象外となっています。

### 《空売りの価格制限》

現在値 > 直前値 現在値未満の空売り禁止

例) 101 円 > 100 円 ⇒ 101 円未満は不可 (101 円は可)

現在値 < 直前値 現在値以下の空売り禁止

例) 101 円 < 102 円 ⇒ 101 円以下は不可 (102 円は可)

現在値 = 直前値 直前値の前の価格との比較で上記の価格制限が適用されます。

### 《空売りの価格制限の適用除外》

個人投資家等（適格機関投資家に該当しない投資家）が行なう信用取引で、売付け数量が 50 単位（売買単位 1,000 株であれば 50,000 株、1 株であれば 50 株）以内であれば価格制限の適用除外となります。

但し、一度の売付け数量が 50 単位以下であっても、連続して売付け注文が出された場合は、空売り規制を意図的に回避するために、分割して発注したとみなされ、空売り規制の適用対象となる場合があります。

## 仮名・借名取引

架空の名義または他人の名義など本人以外の名義を使用して取引を行なうことで、脱税やマネーロンダリングといった行為の温床となる可能性があることから禁止されています。

## 風説の流布

第三者を誤解させ、取引を誘引する目的をもって、虚偽の情報等（風説）を流布することは禁止されています。また、その情報等を信頼し投資を行なった第三者に損害を被らせるという点では相場操縦的行為といえる場合があります。

※ ご不明な点は各担当部店までお問合せ下さい。